

ストレスチェック項目等に関する専門検討会開催要綱

1 趣旨・目的

平成 26 年 3 月、第 186 回通常国会にストレスチェック制度の創設等を盛り込んだ労働安全衛生法の一部を改正する法律案が提出され、同年 6 月 19 日に成立したところである。

ストレスチェック制度の根拠となった労働政策審議会安全衛生分科会における平成 25 年 12 月の建議において、労働者のストレスの状況を把握するための検査の項目（ストレスチェック項目）については、各事業場ですすでに行われている取組も十分勘案しつつ、専門家の意見を聴き、中小規模事業場での実施可能性にも十分配慮した上で、国が標準的な項目を示すべきであるとされている。

このため、産業保健及び精神保健分野の専門家からなる標記検討会を開催し、その後のストレスチェック制度全般に係る検討に資するよう、ストレスチェック項目等に関する検討を行うこととする。

2 検討事項

- (1) ストレスチェックとして適当な項目
- (2) ストレスチェックの結果の評価
- (3) 一般定期健康診断項目との整理
- (4) その他

3 構成等

- (1) 本検討会は、厚生労働省労働基準局長が別紙の専門家の参集を求めて開催する。
- (2) 本検討会には座長を置き、座長は検討会の議事を整理する。
- (3) 本検討会には必要に応じ、別紙参集者以外の有識者の参集を依頼できるものとする。
- (4) 本検討会、必要に応じ関係者からヒアリングを行うことができるものとする。

4 その他

- (1) 本検討会は、原則として公開するものとする。ただし、個人情報、個別企業等に係る事案を取り扱うときは非公開とする。
- (2) 本検討会の事務は、厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課産業保健支援室において行う。

ストレスチェック項目等に関する専門検討会 参集者名簿

相澤 好治	北里大学名誉教授
岩崎 明夫	産業医科大学作業関連疾患予防学講座非常勤助教
川上 憲人	東京大学大学院精神保健学分野教授
黒木 宣夫	東邦大学医学部精神神経医学講座（佐倉）教授
下光 輝一	東京医科大学医学部公衆衛生学名誉教授
中村 純	日本精神神経学会理事
南 良武	日本精神科病院協会常務理事
諸岡 信裕	茨城県医師会副会長
渡辺 洋一郎	日本精神神経科診療所協会会長

（50音順：敬称略）

1 改正の趣旨・目的

■改正の背景

- ・職業生活で強いストレスを感じている労働者の割合は高い状況で推移
- ・精神障害の労災認定件数が3年連続で過去最多を更新 等

■ストレスチェック制度の目的

- ・一次予防を主な目的とする（労働者のメンタルヘルス不調の未然防止）
- ・労働者自身のストレスへの気付きを促す
- ・ストレスの原因となる職場環境の改善につなげる

2 改正の概要

- 常時使用する労働者に対して、医師、保健師等※¹による心理的な負担の程度を把握するための検査（ストレスチェック）※²を実施することが事業者の義務となる。（労働者数50人未満の事業場は当分の間努力義務）

※¹ ストレスチェックの実施者は、今後省令で定める予定で、医師、保健師のほか、一定の研修を受けた看護師、精神保健福祉士を含める予定。

※² 検査項目は、「職業性ストレス簡易調査票」（57項目による検査）を参考とし、今後標準的な項目を示す予定。検査の頻度は、今後省令で定める予定で、1年ごとに1回とすることを想定。

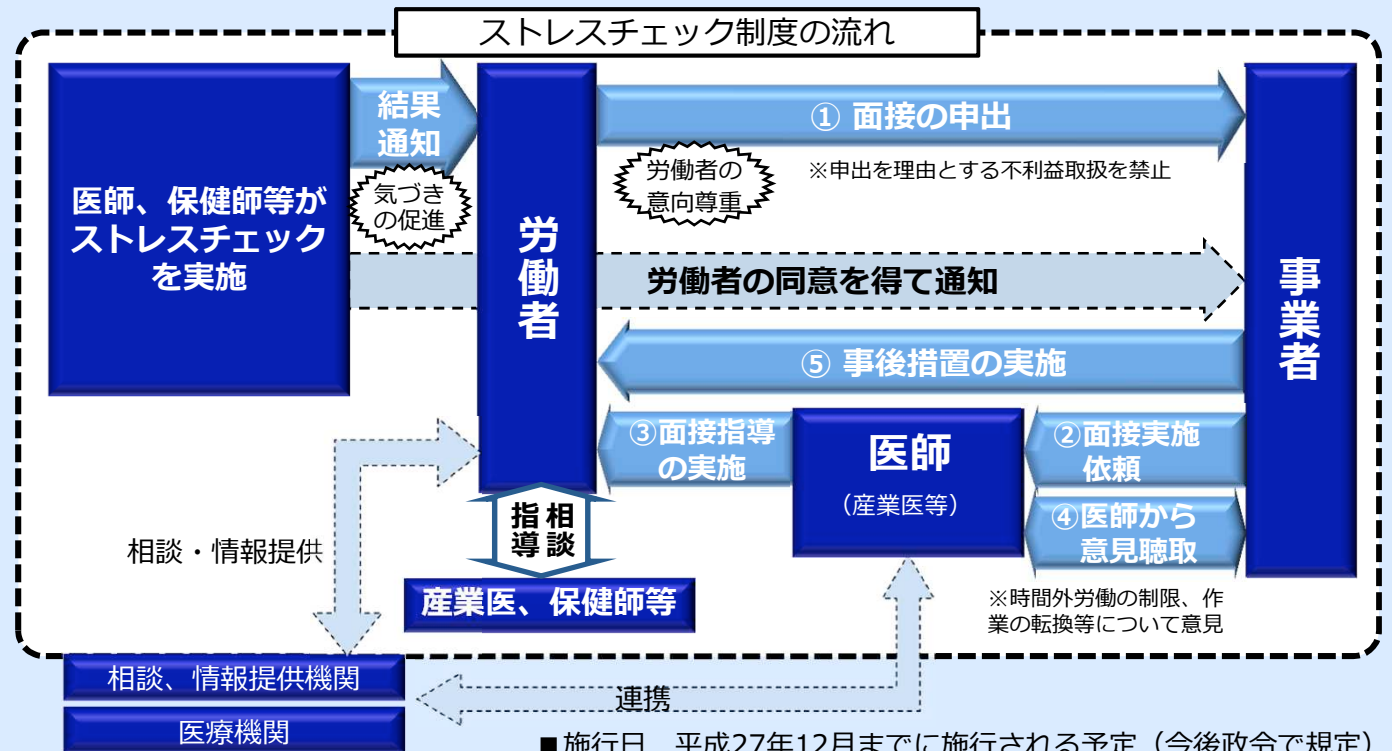
- 検査結果は、検査を実施した医師、保健師等から直接本人に通知され、本人の同意なく事業者に提供することは禁止される。

- 検査の結果、一定の要件※³に該当する労働者から申出があった場合、医師による面接指導を実施することが事業者の義務となる。また、申出を理由とする不利益な取扱いは禁止される。

※³ 要件は、今後省令で定める予定で、高ストレスと判定された者などを含める予定。

- 面接指導の結果に基づき、医師の意見を聴き、必要に応じ就業上の措置※⁴を講じることが事業者の義務となる。

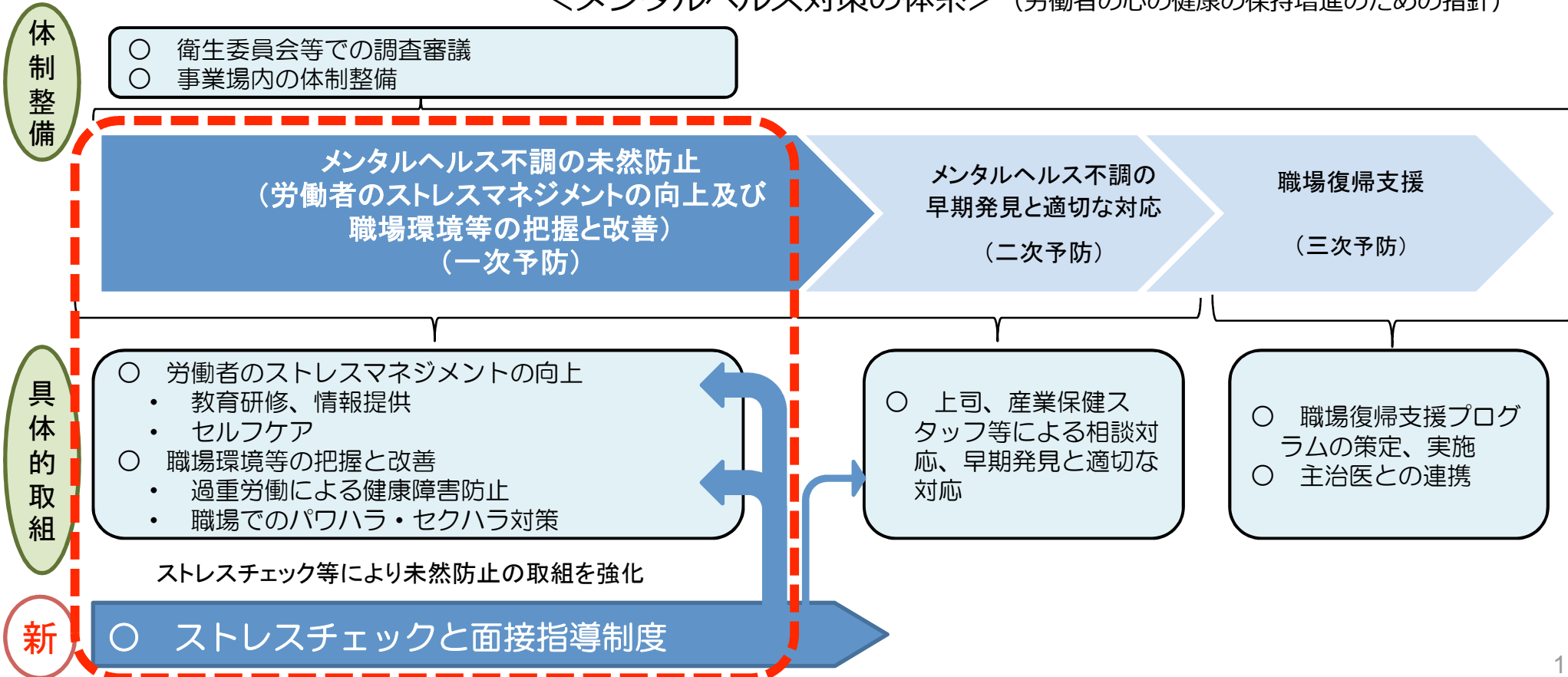
※⁴ 就業上の措置とは、労働者の実情を考慮し、就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮、深夜業の回数の減少等の措置を行うこと。



ストレスチェック（労働者の心理的な負担の程度を把握するための検査）制度の趣旨・目的について

- 職場のメンタルヘルス対策は、精神障害の労災認定件数が3年連続で過去最高を更新するなど深刻な状況。
- メンタルヘルス不調の未然防止のためには、①職場環境の改善等により心理的負担を軽減させること（**職場環境改善**）②労働者のストレスマネジメントの向上を促すこと（**セルフケア**）が重要。
- このため、ストレスチェック制度を設け、労働者の心理的な負担の程度を把握し、**セルフケアや、職場環境の改善につなげ**、メンタルヘルス不調の未然防止のための取組（一次予防）を強化する。

＜メンタルヘルス対策の体系＞（労働者の心の健康の保持増進のための指針）



ストレスチェック制度に係る今後のスケジュール(案)

改正労働安全衛生法の審議等において、今後指針等で示すとしているストレスチェック制度の運用に関する事項について検討を行うため、行政検討会を開催する。

- ◆ストレスチェック項目等に関する専門検討会(7月7日～)
- ◆行政検討会①(ストレスチェック項目、実施方法、面接指導方法などについて)(8月下旬頃～)
- ◆行政検討会②(同意の取得、不利益取扱い、情報管理などについて)(8月下旬頃～)

